

第4章 エリアの整備の方向性

4-1 津駅東口エリアの整備イメージ

津駅東口は、これまで津駅の玄関口として、交通結節点の機能を担ってきました。

津駅東口とその周辺エリアの将来に向けた整備方針として、多様な交通機能を集約させた交通ターミナルと、官民連携による複合建築物の整備、駅前広場・デッキの一体的な整備などにより、乗り換えの利便性向上、防災機能向上、にぎわい・滞留空間の創出、都市拠点としての魅力・価値向上などを目指します。



津駅東口エリアに求められる機能

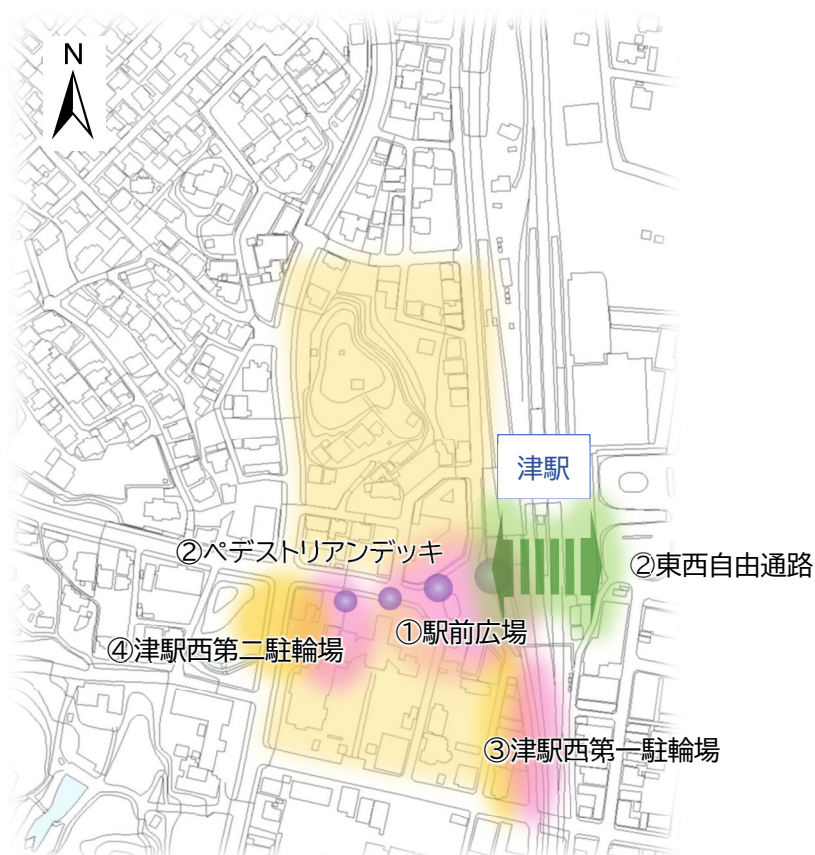
- ①交通ターミナルの機能強化
 - ・集約型交通ターミナル整備 **目標1**
 - ・交通ターミナルへの複合建築物（商業、宿泊、業務、居住等）の整備 **目標3**
 - ・デッキ、ペDESTリアンデッキの整備 **目標1 目標2 目標3 目標5**
 - ・駅前広場の再編整備 **目標1**
 - ・新型モビリティ、先進モビリティ等の機能の導入 **目標1**
- ②案内誘導施設の充実 **目標2 目標3 目標5**
- ③災害時の一時避難、帰宅困難者の一時受入機能の確保 **目標2**
- ④東西自由通路の整備 **目標4**
- ⑤駅周辺整備に伴うにぎわい施設（商業施設等）の誘導 **目標3**
- ⑥駅前通りの歩行空間の拡張（にぎわい・滞留空間の確保） **目標3 目標5**
- ⑦市街地再開発の促進 **目標3**
- ⑧アスト駐輪場の再整備 **目標1**

4-2 津駅西口エリアの整備方針

津駅西口のエリアは、これまでも地域の拠点として、近隣住民や通勤・通学者の日常的な移動を支える機能を担ってきました。

津駅西口とその周辺エリアの将来に向けた整備方針として、令和7年3月に策定した基本計画に基づき、駅前広場の再整備を進めることで交通整序化などを図り、駅利用者の安全性・利便性の向上を目指すとともに、東口と西口を直結する東西自由通路の新規整備による立体的な空間の活用により、津駅東口との快適で安全な移動経路の確保を目指します。

また、駐輪場機能の見直し・利活用により、これまでになかった津駅西口の憩いの場として、にぎわい・滞留空間の創出を目指します。



津駅西口エリアの整備方針

- ①基本計画に基づく駅前広場の再編整備 目標1
- ②東西自由通路、ペDESTリアンデッキの整備 目標1 目標2 目標3 目標4 目標5
- ③津駅西第一駐輪場の再整備 目標1 目標3
- ④津駅西第二駐輪場の再整備 目標1 目標3

■ 基本計画図

■ 基本的な歩道幅員の考え方

①西側歩道 (6m)

路線バス乗車場 (ベンチ付きの待ち空間あり)

②北側・東側歩道 (5m)

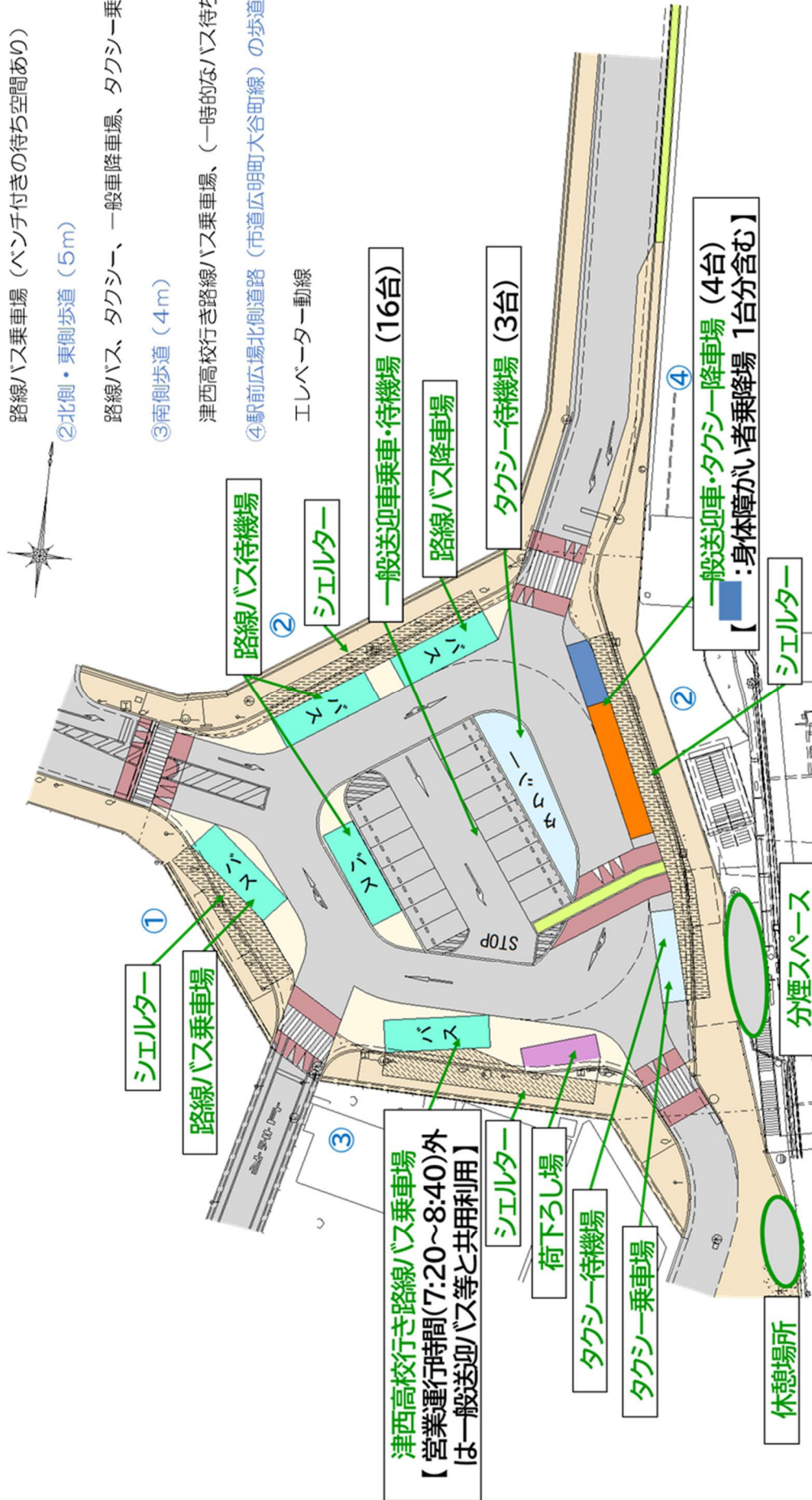
路線バス、タクシー、一般車降車場、タクシー乗車場

③南側歩道 (4m)

津西高校行き路線バス乗車場、(一時的なバス待ち利用あり)

④駅前広場北側道路 (市道広明町大谷町線) の歩道 (2.5m)

エレベーター動線



津駅西口駅前広場基本計画

津駅西口駅前広場の歩道の混雑緩和、ロータリー部の車両の整序化を図る施設の配置計画を作成するとともに、①防災・安全に対しては、大雨時に発生している道路冠水に対応するための排水処理の改善、②回遊性・賑わい創出のための休憩場所の確保や新型モビリティの導入に向けた交通拠点としての機能の向上、分煙スペースの設置、③環境に配慮した太陽光発電施設の活用など再生可能エネルギーの導入などに十分配慮した西口駅前広場の整備に向けた第1期基本計画を定め、早期に駅利用者の安全性の確保を図るものとします。

また、施設の維持管理においても、経費の削減を図るためランニングコストを考慮した対応を行うものとします。

なお、東西自由通路の接続位置が未確定のため、西口駅前広場の立体的な活用や工事の施工手順による手戻りを最小限に抑えるため、ロータリー東側歩道部のシェルターなどは暫定的な整備とし、今後は東西自由通路の整備や東口駅前広場におけるバスタ事業と連携を図りながら、中長期的な西口駅前広場の整備の検討を引き続き行います。

歩行者横断部の路面標示について

車両の速度を抑制させるなどの安全対策を図るため、速度抑制の効果がある路面標示（例えばイメージハンプ）を施します。

付属施設について

駅前広場の付属施設としては、「シェルター」、「車道照明灯」、「歩道照明灯」、「横断防止柵」の設置を想定します。シェルターについては、各乗降場沿いの歩道、照明灯は埋設物や将来設置予定のペデストリアンデッキを避けた位置で車両の分合流や歩行者横断が発生する箇所、横断防止柵は既存と同等の位置に加え、中央部の一般送迎車乗車・待機場とタクシー待機場の境界部に設置することとします。